

# 厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- コンタクトレンズ検査料 1
- 緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）
- 緑内障手術（濾過胞再建術（needle 法））
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
  
- 白内障患者に対する水晶体再建術に使用する多焦点眼内レンズ支給  
(レンズ支給) 第 15 号 徴収開始年月日：令和 2 年 6 月 1 日

多焦点眼内レンズの販売名	医薬品医療機器等法承認番号	徴収額
テクニス マルチフォーカル ワ	22300BZX0027700	110,000
テクニス マルチフォーカル ア	22100BZX0019500	110,000
テクニス シンフォニー V B	22900BZX0000500	154,000
テクニス シンフォニー トーリ	22900BZX0036000	187,000
アルコン アクリソフ IQ P	23100BZX0004200	242,000
アルコン アクリソフ IQ P	23100BZX0004300	264,000
テクニス シナジーVB Sim	30200BZX0005500	286,000
テクニスシナジーTVB Sim	30200BZX0013900	308,000

(2025 年 3 月 3 日時点)

# 届出内容補足

## ■コンタクトレンズ検査料について

当院では厚生労働省が定める経験を有した医師が、「コンタクトレンズ検査料1」の施設基準に適合している旨、届出を行い、下記の点数を算定しております。

- 1.初診料：291 点
- 2.再診料：75 点
- 3.コンタクトレンズ検査料1：200 点

※厚生労働省が定める疾病の場合、コンタクトレンズ検査料ではなく眼科学検査料で算定する場合があります。

## ■医療情報取得加算に係る掲示

当院ではオンライン資格確認を行う体制を整備しています。

当院ではマイナ保険証の利用及び問診票を通じて診療情報を取得・活用する事により、質の高い医療の提供に努めております。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご理解・ご協力をお願い致します。

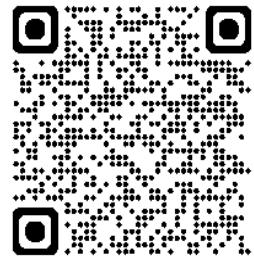
# 令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

## 新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる  
医薬品の一覧などはこちらへ



## 後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）  
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るために  
皆さまのご理解とご協力を  
お願いいたします



ひと、くらし、あらいのために  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、

差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。

## 先発医薬品

※令和6年10月以降、  
医療上の必要性がある場合

## 保険給付

## 患者 負担

## 後発医薬品

## 保険給付

## 患者 負担

←先発医薬品と  
後発医薬品の価格差→

## 先発医薬品

※令和6年10月以降、  
患者が希望する場合

## 保険給付

## 患者 負担

## 特別の 料金

価格差の1/4相当

## 患者負担の総額

※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

## Q & A

### Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

- A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

### Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

- A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

### Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うことになりますか。

- A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

### Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

- A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。